

カーボンニュートラルの実現に向けた 全銀協イニシアティブ²⁰²³

2023年2月16日



一般社団法人

全国銀行協会

はじめに（全銀協イニシアティブ2023の取りまとめに当たり）

2022年はロシアによるウクライナ侵攻をきっかけとして地政学リスクが高まるなど、複数のリスク要因により世界的に資源・食料品などのインフレ圧力が高まった1年であった。

資源の多くを海外に依存するわが国においても、エネルギー価格の高騰が企業・家庭に大きな影響を与えており、わが国の社会経済全体のグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて、銀行界として、これまで以上の役割を發揮することが、求められていると認識している。

2022年11月に開催された第27回気候変動枠組条約締約国会議（COP27）では、2021年11月の第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）で採択された「グラスゴー気候合意」^[1]（the Glasgow Climate Pact）を踏まえ、「シャルムエルシェイク実行計画」^[2]（the Sharm el-Sheikh Implementation Plan）が合意され、これまでの脱炭素に向けた誓約や表明の段階から具体的な実行（Implementation）の段階に進んだことが明らかにされた。

また、わが国においても、2022年12月に「GX実現に向けた基本方針」^[3]がGX実行会議において取りまとめられ、わが国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含むすべての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、今後10年を見据えた取組みの方針が整理された。

全国銀行協会（以下「全銀協」という。）においても、2021年12月に取りまとめた「カーボンニュートラルに向けた全銀協イニシアティブ」に基づいて各種活動を進めてきたが、今般、これまでの活動内容を振り返り、本イニシアティブの棚卸／見直し作業を行った。

引き続き、全銀協は、本イニシアティブの着実な実行を通じて、わが国におけるカーボンニュートラル／ネットゼロの実現に向けて、お客さま、関係省庁、関係経済団体等をはじめとした多様なステークホルダーと連携／協調し、貢献して参りたい。

はじめに（2021年12月「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」）

日本政府は、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、さらに2021年4月には野心的な目標として2030年度における温室効果ガスの排出を2013年度比46%削減することを表明した。これを受け、現在、わが国では官民を挙げて、カーボンニュートラルの実現に向けたさまざまな取組みが進められている。

さらに、2021年11月の第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、気候変動に関する政府間パネルが公表した「第6次評価報告書第1作業部会報告書」^[4]を踏まえ、パリ協定の1.5℃努力目標の追求を改めて確認したうえで、2030年までを「決定的な10年」（critical decade）と位置づけ、すべての締約国に対して更なる行動を求めている。

こうしたなか、わが国銀行界においても、自らの温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、1.5℃目標の達成に必要とされる社会経済全体のカーボンニュートラル／ネットゼロの実現を、金融面からしっかりと支えていくことが喫緊かつ重要な課題となっている。また、足許、国際的にも金融機関に対して、お客さまが受ける物理的リスクや移行リスクを含めた、気候変動リスクの管理の要請が強まっている。これらのリスクについてお客さまとのエンゲージメント（対話）を通じて共通の理解を深め、お客さまそれぞれの状況に応じてカーボンニュートラル／ネットゼロに向けた取組みをサポートしていくことは、お客さまと金融機関双方における気候変動リスクに対処するとともに、わが国経済の国際競争力の維持・強化を図るうえでも重要である。

こうした観点から、全国銀行協会は、これまで進めてきた気候変動問題への取組施策の体系化を図るとともに、中長期的な視点に立って、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定め、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界としての取組みをさらに強化していく方針である。また、それに向けて、2021年7月に、全銀協企画部にサステナビリティ推進室を新設した。

なお、本イニシアティブの作成に当たり、全銀協は、会員銀行のほか、温室効果ガスのいわゆる多排出業種企業や先駆的な取組みを行っている企業、地域経済を支える企業等に対してインタビューを実施し、これらインタビューを通じて得られたさまざまな課題認識や意見、要望等も参考としている。

目次

カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ（全体像）	4
I 基本方針	5
1. 金融・社会インフラとしての役割発揮	6
2. 産業界との連携	7
3. 政府・関係省庁への提言	8
4. 国際的な議論への参画	9
II 当面の重点取組分野	11
1. エンゲージメントの充実・円滑化	12
2. 評価軸・基準の整理	13
3. サステナブル・ファイナンスの裾野拡大	14
4. 開示の充実	15
5. 気候変動リスクへの対応	16

カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ（全体像）

- 1.5℃目標の達成に必要なカーボンニュートラルの実現は、日本を含む150カ国超がコミットする目標であり、今後、グローバルに産業構造や社会経済の変革をもたらす可能性がある。こうした動きは、わが国にとって大きな成長機会である一方、脱炭素化は大変な挑戦であり、将来金融上のリスクともなり得る。
- 本イニシアティブは、こうした認識のもと、銀行界として、社会経済全体の2050年カーボンニュートラル／ネットゼロへの「公正な移行」^[5]（Just Transition）を支え、実現するための全銀協の取組方針を示すものである。取組方針は、今後も、必要に応じて見直し・充実を図っていく。

銀行界としてのミッション

社会経済全体の2050年カーボンニュートラル／ネットゼロへの「公正な移行」（Just Transition）を支え、実現する

全銀協の基本方針

お客さまの移行支援に向けた会員各行の取組みを、業界団体として後押し、さらに加速させていくための基本方針

① 金融・社会インフラ
としての役割発揮

② 産業界との連携

③ 政府・関係省庁
への提言

④ 国際的な議論
への参画

当面の重点取組分野

全銀協として今後3年間で重点的に取組みを行う分野

① エンゲージメント
の充実・円滑化

② 評価軸・基準
の整理

③ サステナブル・ファイ
ナンスの裾野拡大

④ 開示の充実

⑤ 気候変動リスク
への対応

基本方針：サマリー

- カーボンニュートラル／ネットゼロの実現は、グローバルかつ国家レベルでも官民を挙げて対応が求められる大きな挑戦である。その実現には、銀行界のみならず、産業界、政府、国際社会とも密に連携・協力し、一体となって取り組んでいくことが求められる。
- 全銀協は、銀行界としての取組みと併せ、わが国銀行界を代表する業界団体として、これらのステークホルダーとの連携・協力において積極的な役割を果たし、産・官・金が一体となって2050年カーボンニュートラル／ネットゼロの実現に取り組んでいく。

基本方針		基本的な考え方	対応の方向性
1	金融・社会インフラとしての役割発揮	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行界は、金融・社会インフラとして、資金繰りを支えつつ、社会経済の公正な移行を支える社会的使命を負う ● 一方で、投融資先を含めた気候変動リスクを管理し、自らの健全性を維持するとともに、ステークホルダーの期待にも応える必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係省庁・有識者を招いたセミナー／説明会の開催 ● 会員各行がテーマ別に政策動向等の参考情報を一元的に参照できる情報プラットフォームの運用 ● 会員ニーズや課題の継続的な把握、全銀協としての人材育成
2	産業界との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業界と一体となってカーボンニュートラルを実現するため、関係経済団体との業界レベルのエンゲージメント（対話）を推進する ● 全銀協がハブとなり、銀行界の取組みや課題を発信するとともに、産業界の期待や課題を会員各行にフィードバックしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係経済団体との連携・協力関係を深め、業界を跨る施策や取組みを検討 ● 産業界との相互理解のため、産業界の講師を招いたセミナー／説明会の開催、関係経済団体が主催する会合における銀行界の取組みの説明
3	政府・関係省庁への提言	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府・関係省庁に対し、金融の立場から、カーボンニュートラルの実現・公正な移行に向けた課題や要望を積極的に発信していく ● 国全体として国際競争力の観点から積極的な取組みが求められる分野については、必要に応じ関係経済団体とも連携していく 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係省庁の審議会、検討会等への参画と意見発信 ● 気候変動に関する政策提言・要望の取りまとめ・発信 ● 関係省庁への銀行界の取組みや課題に関する説明
4	国際的な議論への参画	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際ルール形成への積極的な参画を通じ、わが国銀行界の立場から、グローバルな公正な移行の実現に貢献していく ● 国際銀行協会連合会（IBFed）や海外銀行協会との連携を深め、共通の課題への対応やプラクティスの共有を図っていく 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動分野における邦銀の国際的なプレゼンス向上 ● 本邦当局と連携した国際金融ルール形成への対応 ● IBFedや海外銀行協会との継続的な意見交換、連携・協力

【基本方針 1】金融・社会インフラとしての役割発揮

- 銀行界は、金融・社会インフラとして資金繰りを支えつつ、社会経済の公正な移行を支える社会的使命を負う
- 一方で、投融資先を含めた気候変動リスクを管理し、自らの健全性を維持するとともに、ステークホルダーの期待にも応える必要

カーボンニュートラルの実現に必要な資金と銀行に期待される役割

資金需要	世界	IEA ^[6]	年間4兆ドル (2030年まで)	世界を1.5℃目標達成の軌道に乗せるためには、2030年までに年間投資額を4兆ドル近くまで引き上げる必要（2016～2020年の平均投資額：年間約1兆ドル）
	日本	グリーンエネルギー戦略 ^[7]	約150兆円 (今後10年間)	主要な分野における脱炭素に関連する投資額を、一定の仮定のもとで積み上げた場合、2050年CNに向けた投資額として、今後10年間で約150兆円（2030年において単年で約17兆円）の投資が必要と試算

金融・社会インフラとして、企業の資金繰りを支えつつ（従来からの役割）、社会経済の公正な移行を支えること（新しい役割）

従来からの役割

銀行は、投融資を通じて企業活動に必要な運転資金や設備投資などの資金繰りをサポートする

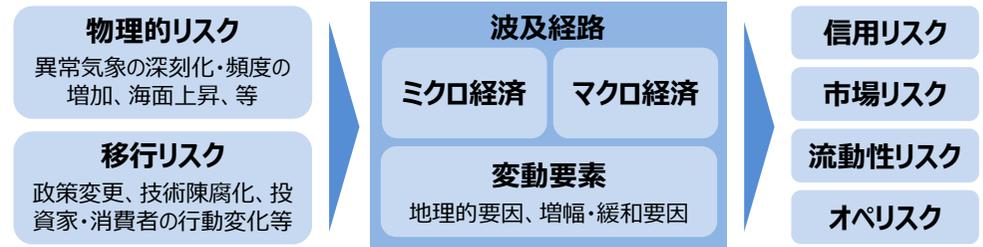
新しい役割

銀行は、グリーン・トランジション・イノベーションに向けた取組みを資金需要に限らず対話を通じてサポートする

気候変動リスクの銀行への波及経路

気候変動リスクは物理的リスクと移行リスクに大きく分類
これらは、マイクロ/マクロ経済を介して、銀行の健全性に影響を与える

気候変動リスクが金融システムに与える影響（バーゼル銀行監督委員会^[8]）



バーゼル銀行監督委員会は、気候関連金融リスクの実効的な管理と監督に関する諸原則を公表し、**銀行に対して気候変動リスクをリスク管理の枠組みに組み込むことを求め、同リスクに対して資本・流動性が十分か検証することを要請**^[9]

カーボンニュートラル/ネットゼロへの移行に向けた巨額の資金需要への対応と気候変動リスクの管理は、いずれも組織横断的な取組みが必要なテーマであり、会員各行の取組みを全銀協としてしっかりとサポートしていく

対応の方向性

関係省庁・有識者を招いたセミナー／説明会の開催

会員各行がテーマ別に政策動向等の参考情報を一元的に参照できる情報プラットフォームの運用

会員ニーズや課題の継続的な把握、全銀協としての人材育成

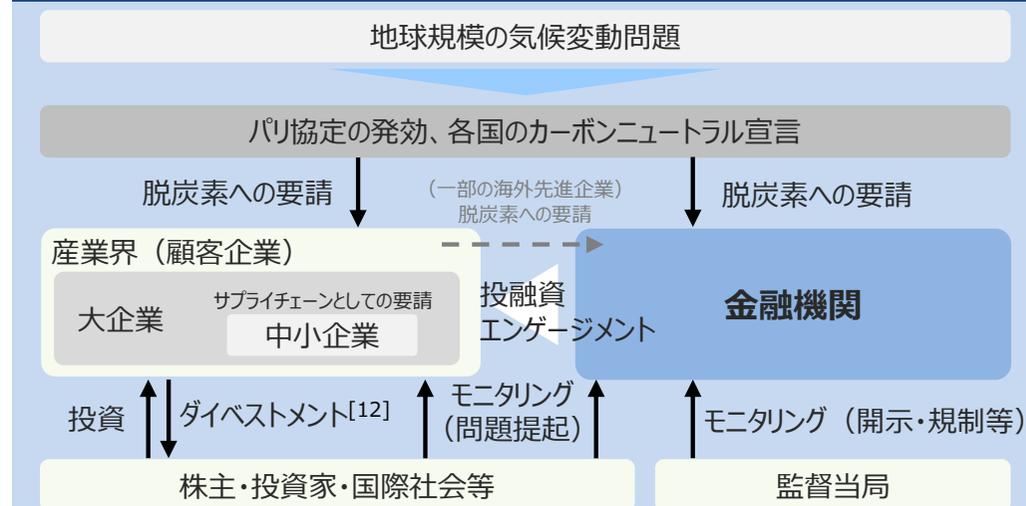
【基本方針 2】 産業界との連携

- 産業界と一体となってカーボンニュートラルを実現するため、関係経済団体との業界レベルのエンゲージメント（対話）を推進する
- 全銀協がハブとなり、銀行界の取組みや課題を発信するとともに、産業界の期待や課題を会員各行にフィードバックしていく

産業界における取組課題^[10]

自社内の課題	<ul style="list-style-type: none"> 社内調整・理解を得る手間（全社統一の目標設定への足並みが揃いにくく、総論賛成各論反対という傾向がある）
取引先との課題	<ul style="list-style-type: none"> Scope 3^[11]の計測手法に関する疑問（多くの推計が含まれており、精度向上には取引先からデータ提供を受ける必要あり） 中小企業も含めてサプライチェーン全体で取り組む必要性
技術的課題	<ul style="list-style-type: none"> 業種によっては、脱炭素に向けた技術的手段が未確立、あるいは、技術的に可能でも高コストで価格転嫁が困難なケースがある
コストの課題	<ul style="list-style-type: none"> コスト負担が重い一方、売上増加につながる保証もない 取組みを進める企業とそうでない企業の経済的負担の整合性

産業界・銀行界を取り巻く状況



2050年カーボンニュートラルの実現は大きな挑戦であり、一足飛びに実現できない業界も多い。エンゲージメントを通じて銀行が企業の取組みや課題を丁寧に把握して脱炭素への移行を支えていくためには、業界レベルでも相互の取組みや課題の理解に連携・協力して取り組んでいく必要

対応の方向性

関係経済団体との連携・協力関係を深め、業界を跨る施策や取組みを検討

産業界との相互理解のため、産業界の講師を招いたセミナー／説明会の開催、関係経済団体が主催する会合における銀行界の取組みの説明

【基本方針4】国際的な議論への参画

- 国際ルール形成への積極的な参画を通じ、わが国銀行界の立場から、グローバルな公正な移行の実現に貢献していく
- 国際銀行協会連合会（IBFed）や海外銀行協会との連携を深め、共通の課題への対応やプラクティスの共有を図っていく

気候変動対応に向けた国際的な議論の動向

気候関連情報開示の議論	気候変動リスクに関するシナリオ分析の議論	気候変動リスク管理に関する議論
IFRS財団において国際的なサステナビリティ開示基準のベースラインの開発に向けた検討が進展	金融機関の気候変動リスク管理に関し、 <u>海外当局・中銀によるストレステストの試行（ECB、BOE等）</u>	金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、NGFSが、気候変動リスクへの対応を検討中。FSBが、これらの取組状況を「FSBロードマップ」 ^[18] として取りまとめ公表（2022年7月更新）
<p>サステナビリティ開示に係る課題</p> <p>TCFD開示フレームワークやGRI^[15]スタンダードなど、開示基準が乱立・複雑化。開示企業の対応負担が重いほか、投資家サイドも適切な評価が困難</p>	<p>シナリオ分析に係る課題</p> <p>シナリオ分析に係る具体的な手法や、必要となるデータ等が未整備な部分も多い。国内外の参考事例でも、参照シナリオやリスク推計方法も様々</p>	<p>バーゼル規制の議論</p> <p>BCBSは、2022年6月、「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」を、同年12月、「気候関連金融リスクに関するよくある質問」^[19]を公表</p>
<p>国際的な開示基準の開発に係る検討</p> <p>ISSB^[16]が、国際的なベースラインとしてサステナビリティ情報全般および気候関連情報に係る開示基準を2023年前半に公表予定</p>	<p>共通シナリオに係る検討</p> <p>気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）がシナリオ分析の能力等の向上を目的に共通シナリオ^[17]を公表（2022年9月、第3版公表）</p>	<p>資本賦課に関する議論</p> <p>2022年5月、EBA^[20]が環境リスクの健全性枠組みへの組み込みについて市中協議を行うなど、欧州・英国において資本賦課との関係性に関する議論が進捗</p>

グローバルでの統一・統合・共通化に向けた動きや、自国ルールをグローバルに適用しようという動きが拡大
わが国の国際競争力確保の観点から国際的なルール形成への積極的な参画や日本の立場を示していくことが重要

対応の方向性

気候変動分野における邦銀の国際的プレゼンス向上
(政府や全銀協、本邦銀行界の取組みの国際的な発信)

本邦当局と連携した国際金融ルール形成への対応
(国際会議やパブリックコメントへの意見発信等)

IBFedや海外銀行協会との
継続的な意見交換、連携・協力

重点取組分野に関する主な活動状況

- 特に「エンゲージメントの充実・円滑化」の観点から、お客さま向け説明資料・特設サイトを公開したほか、銀行とお客さまの対話を支援するツールを取りまとめた。また、関係省庁等を招いた「全銀協CNI Compass Program」を13回開催し、国内外の市中協議27件に意見を提出した。

重点取組分野		具体的なアクションプラン	主な活動状況（対応アクションプラン）
1	エンゲージメントの充実・円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ① エンゲージメントの円滑化に向けた、銀行界の気候変動に関する取組みや背景等に関する説明資料やQ&Aの公表 [2022年目途] ② 業界別の対応・行動計画や技術的・経済的課題について関係経済団体や関係省庁等を招いた勉強会の開催 [2021年度開始] 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月：東京商工会議所主催セミナーで銀行界の取組みを説明（⑦） ● 4月：全銀協会員専用ウェブページに、国内外の評価軸・基準等を整理した「全銀協CNI Knowledge Platform」を公開（③） ● 6月：お客さま向け説明資料「気候変動問題への銀行界の取組み」公表（8月更新）（①、⑥） ● 6月～11月：国際銀行協会連合会（IBFed）による調査・研究プロジェクトに参画（11月、IBFedが調査研究レポート公表^[21]）（⑩） ● 12月：気候変動問題に対する銀行界の取組み等に関する特設サイト「産業界と一体となった脱炭素化の実現に向けて」を公開（①、⑥） ● 2023年1月：銀行の営業担当者とお客さまの対話を支援するツール「脱炭素経営に向けたはじめの一歩」を公開（①） ● 通年：関係省庁等を講師として招いた勉強会「全銀協CNI Compass Program」を13回開催（②、④、⑦、⑩、⑪、⑫） 第1回：中小企業支援（⑦） 第2回～第8回：分野別ロードマップ（②） 第9回：金融機関における気候変動対応、気候変動適応（②、⑫） 第10回：PCAFスタンダード（④、⑩） 第11回：COP27、国際イニシアティブの動向（②、④、⑪） 第12回：MUFGトランジション白書（④） 第13回：気候変動と生物多様性（⑪） ● 通年：国内外の市中協議27件に意見提出（⑤、⑪、⑫） 金融庁「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」に意見提出（5月）（⑫） ● 通年：サステナブルファイナンス有識者会議等の各種政府会合、TCFDコンソーシアム等の議論に参画（⑤、⑧）
2	評価軸・基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ③ 国内外の参照可能な評価軸・基準等の整理・集約 [2021年度中] ④ 先駆的な取組事例の共有 [2022年目途に開始] ⑤ 関係省庁の審議会、検討会等への参画と意見発信 [随時] 	
3	サステナブル・ファイナンスの裾野拡大	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 一般的なサステナブル・ファイナンスの分類や仕組み、必要な対応等に関する説明資料の作成と発信 [2022年目途] ⑦ 中小企業団体等と連携、政府への支援策等の要望 [随時] 	
4	開示の充実	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 各種審議会やTCFDコンソーシアム等を通じた意見発信 [着手済] ⑨ 会員行におけるTCFD開示の取組状況のフォロー等 [着手済] ⑩ Scope3算定に係るPCAF等のイニシアティブ等との連携 [随時] 	
5	気候変動リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 気候変動リスクに関する国際的な議論への参画 [随時]（国際会議やパブリックコメントへの意見発信等） ⑫ 金融庁が策定する投融資先支援およびリスク管理に係るガイドンスに対する意見発信 [2021年度中] 	

当面の重点取組分野：サマリー

- 気候変動問題への対応を進めるうえでは、まず、お客さまにおいて、気候変動や脱炭素化の動きが自社にもたらすリスクと機会を把握し、その重要性に応じて、2030年までの「決定的な10年」における対応を含め、脱炭素化に向けた対応方針や移行計画などを定めていくことが重要となる。
- 銀行としても、それらを理解し、時には後押しつつ、お客さまとの共通の認識・理解を形成していくことが、移行をサポートしていくうえでの出発点となる。全銀協は、会員各行がこれらの取組みを進めるうえで、業界全体で取り組むべき課題の解決に積極的な役割を果たしていく。

重点取組分野		基本的な考え方／取り組むべき課題	具体的なアクションプラン
1	エンゲージメントの充実・円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>リスク・機会分析や対応方針の検討状況は企業によって区々</u> ● お客さまとの気候変動リスクや対応に関するエンゲージメントには、銀行における<u>専門知見の蓄積や業種特性の理解が不可欠</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「脱炭素経営に向けたはじめの一步」などエンゲージメントに関するサポートツールの利活用を含めた会員行の取組み支援 [新規] ● 業界別の対応・行動計画や技術的・経済的課題について関係経済団体や関係省庁等を招いたセミナー／勉強会の開催 [継続]
2	評価軸・基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>投融資先の移行計画の妥当性、信頼性を判断する評価基準が業界によっては確立しておらず、評価が難しい／コストが大きい</u> ● 一方で、国際的に、金融機関に対する投融資ポートフォリオの脱炭素化に対して、<u>ステークホルダーからの関心が高まっている</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外の参照可能な評価軸・基準等の動向のフォロー [継続] ● 先駆的な取組事例の共有 [継続] ● 関係省庁の審議会、検討会等への参画と意見発信 [継続]
3	サステナブル・ファイナンスの裾野拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● GXの実現に向けてトランジション・ファイナンス等、サステナブル・ファイナンスのさらなる推進が必要 ● 多くの<u>中小企業</u>では、事業変革を伴う対応は大きなチャレンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ● トランジション・ファイナンスの適格性・信頼性の確保に向けた議論など、サステナブル・ファイナンスの推進に向けた議論への参画 [継続] ● 中小企業団体等と連携、政府への支援策等の要望 [継続]
4	開示の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候関連情報を含め非財務情報開示の枠組み整備が進展。<u>情報開示の充実に向けてお客さまの理解を醸成していく必要</u> ● 銀行のTCFD開示についても、<u>Scope 3の把握上の課題</u>などについて、業界レベルでの対応・施策を検討していく必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種審議会やTCFDコンソーシアム等を通じた意見発信 [継続] ● 会員行におけるTCFD開示の取組状況のフォロー等 [継続] ● Scope3算定に係るPCAF等のイニシアティブ等との連携 [継続]
5	気候変動リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外ではストレステストや資本賦課等を検討する動きもあり、国際的な議論に積極的に参画していく必要 ● 銀行の気候変動リスクを把握・管理するためのシナリオ分析に関して、データや分析手法が未確立といった課題に対応する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動リスクに関する国内外の議論への参画 [継続] (国際会議やパブリックコメントへの意見発信等) ● シナリオ分析のデータや手法整備に向けた議論への参画 [新規]

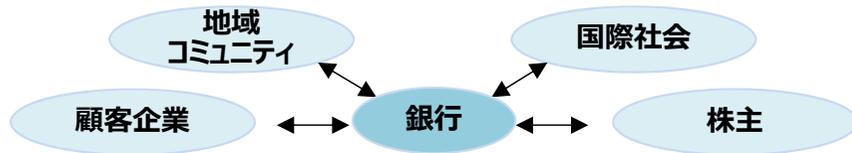
【重点取組分野 1】エンゲージメントの充実・円滑化

- 現状、気候変動や脱炭素に向けた動きに関するリスクや機会の分析、対応方針の検討状況は、業種や企業によって区々
- お客さまとの気候変動リスクや対応に関するエンゲージメントには、銀行における専門知見の蓄積や業種特性の理解が不可欠

エンゲージメントにおける現状と課題

銀行によるエンゲージメント

多様なステークホルダーと関係構築・対話を進める必要がある

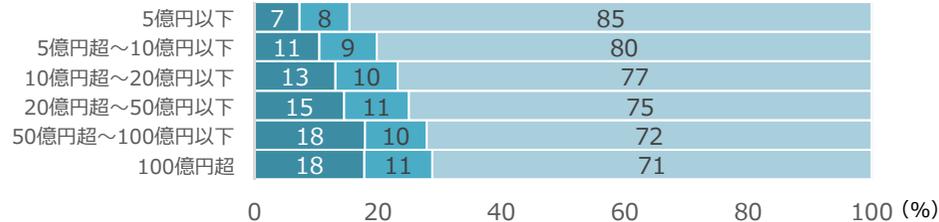


課題

業種や企業によって取組状況は区々。決定的な10年における取組みも含め、対応の必要性（リスク・機会）や課題に関する共通理解を深めていく必要

CN影響への方策検討状況（年商別）

■ 実施している ■ 検討している ■ 検討していない



（出典）商工中金・中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査(2021年7月調査)

産業界による移行計画を理解する必要性

各業界・分野における取組み

多排出業種の中には、技術的・経済的課題があるケースがある



個別企業・産業の取組みに加えて、関連する産業間の相互関連性を把握しながら、各業界の移行計画、サプライチェーンでの取組みなどを理解する必要

関係省庁における取組み

- ・金融庁は「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を設置し、金融機関が脱炭素に向けた取組みを行う際の留意点を含め、金融機関と企業との対話の活発化に向けた方策を議論
- ・金融庁、経済産業省、環境省は「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」において、企業の移行計画の実現を支援するため、投融資後のフォローアップにおけるポイントを示すガイダンスの作成を検討中

Action Plan

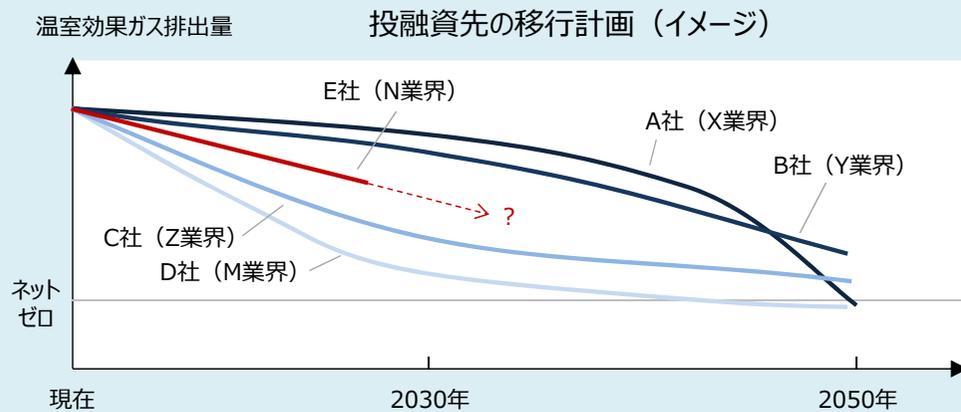
「脱炭素経営に向けたはじめの一步」などエンゲージメントに関するサポートツールの利活用を含めた会員行の取組み支援 [新規]

業界別の対応・行動計画や技術的・経済的課題について関係経済団体や関係省庁等を招いた勉強会の開催 [継続]

【重点取組分野2】 評価軸・基準の整理

- 投融資先の移行計画の妥当性、信頼性を判断する評価基準が業界によっては確立しておらず、評価が難しい／コストが大きい
- 一方で、国際的に、金融機関に対する投融資ポートフォリオの脱炭素化に対して、ステークホルダーからの関心が高まっている

投融資先の移行計画の評価を巡る課題



課題

- 移行計画は、業種・企業ごとに異なる一方で、**その妥当性や信頼性を判断する評価基準が業界によっては確立していない**
- 事業環境の変化に係る不確実性やリソース制約(特に中小企業)に起因して、**長期の移行計画の策定が困難なケースがある**

利用可能な基準・評価軸・指標およびシナリオ (例)

参照可能な基準・評価軸・指標等は国内外に様々な存在し、それぞれ特性がある



タクソミー

- EUタクソミー^[22]
- 中国グリーンボンド適格プロジェクトカタログ^[23]
- IPSF^[24]コモングラウンドタクソミー^[25]
- ASEANタクソミー^[26] 等



ガイドライン

- ICMA(国際資本市場協会)による「プリンシプル(原則)」
- 環境省によるガイドライン
- クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針^[27] 等



シナリオ・ロードマップ^o

- パリ協定にもとづくシナリオ
- NGFSシナリオ^[17]
- IEAシナリオ^[28]
- 経産省トランジションファイナンスに関する分野別ロードマップ^o 等



ESG評価機関等

- IOSCO(証券監督者国際機構)がESG格付会社等に関する提言^[29]を公表
- 金融庁がESG評価機関等に係る行動規範^[30]を公表

客観性・透明性、説明責任の観点から、何らかの目安や評価基準があることが望ましいが、現在、多数の評価基準・評価手法が存在しており、銀行界・産業界双方から、全容の把握が難しい、判断に迷うとの声あり

Action
Plan

国内外の参照可能な評価軸・基準等の動向のフォロー [継続]

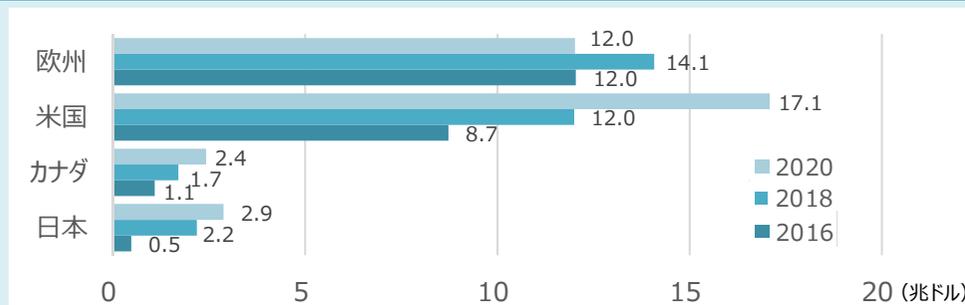
先駆的な取組事例の共有 [継続]

関係省庁の審議会、検討会等への参画と意見発信 [継続]

【重点取組分野3】サステナブル・ファイナンスの裾野拡大

- GXの実現に向けてトランジション・ファイナンス等、サステナブル・ファイナンスのさらなる推進が必要
- 多くの中小企業では、事業変革を伴う対応は大きなチャレンジ。その支援やファイナンスには官民一体となった支援策が必要

主要国・地域別ESG投資額の推移（2016-2020年）



(出典) GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020 (隔年更新)
2020年の欧州の投資額の減少は定義の変更に伴うもの。

トランジション・ファイナンスの主な論点／国際的な動向

- 2022年10月にG20のサステナブルファイナンスワーキング・グループおよびOECDが、同年11月にGFANZ^[31]がトランジション・ファイナンスに関する報告書^{[32][33][34]}を公表するなど、**国際的な位置づけや理解促進が進みつつある一方で、適格性・信頼性担保の取組みが必要**
- **金融機関のネットゼロを求める要請が高まるなか**、金融機関がトランジション・ファイナンスをさらに推進するためには、**ファイナンスド・エミッション^[35]に関する国際的な算定・開示ルール等を踏まえつつ、トランジション・ファイナンスが積極的に評価されるための枠組みを検討することが必要**

地域金融、中小企業金融における主な論点

地域金融機関に期待される役割	中小企業の抱える課題
<ul style="list-style-type: none"> • 地域の目指すべき姿をステークホルダーと議論し、共有し、中長期的な視点から事業性評価を行い、融資や本業支援を実践すること • エンゲージメントを通じて地域企業の脱炭素に向けた意欲を涵養し、その取組みを支援すること 	<p>大規模な事業変革を伴う対応には、経営資源や財務的な制約あり</p>

中小企業庁や自治体、中小企業団体との連携が重要

トランジション・ファイナンスの適格性・信頼性担保に向けた国際的な動向

GFANZ	2022年9月、企業の信頼できる移行計画の構成要素等を整理した報告書 ^[36] を公表
NZBA ^[37]	2022年10月、金融機関がトランジション・ファイナンスを行ううえで最低限満たすべき原則を整理した「トランジション・ファイナンスの指針」 ^[38] を公表
英国 TPT ^[39]	英国の上場企業等や金融機関に移行計画の策定・公表を義務付けるうえで必要となるフレームワークの開発に向けて検討中。2022年11月、フレームワーク案に関する市中協議 ^[40] を実施（2023年中の最終化を予定）

Action Plan

トランジション・ファイナンスの適格性・信頼性の確保に向けた議論など、サステナブル・ファイナンスの推進に向けた議論への参画 [継続]

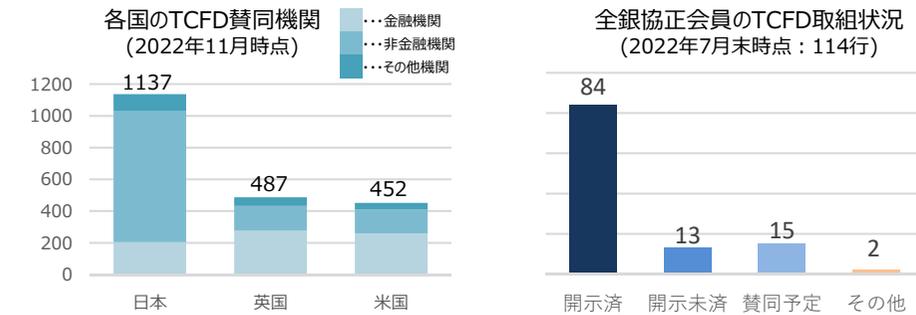
中小企業団体等と連携し、民間では困難を伴う対応について、政府の支援策等の要望 [継続]

【重点取組分野4】開示の充実

- 気候関連情報を含む非財務情報開示の枠組み整備が進展。情報開示の充実に向けてお客さまの理解を醸成していく必要
- 銀行のTCFD開示についても、Scope 3の把握上の課題などについて、業界レベルでの対応・施策を検討していく必要

気候変動関連の情報開示を巡る日本の動き

TCFD取組状況



日本のTCFD賛同企業・組織数は1137団体と世界最多。

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示の充実

金融庁は、2022年6月の「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」^[41]を踏まえ、**2023年1月、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正**^[42]。2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る**有価証券報告書において、気候関連情報を含むサステナビリティ情報の記載欄を新設**

情報開示における課題

企業

- Scope 3の計測手法に関する課題（多くの推計が含まれており、精度向上には取引先からデータ提供を受ける必要あり）
- TCFD開示を行っている企業でも、内容が限定的*であるケースがある
*Scope3、事業別排出量、連結・持分適用分の排出量、削減目標の記載が不足している 等



銀行

銀行のGHG排出量は大宗をScope 3（ファイナンスド・エミッション）が占めるため、企業側の開示充実と銀行の開示充実は表裏の関係

- Scope3の指標・算出方法の整備が発展途上であるうえ、取引先企業のGHG排出量開示が必ずしも進んでいない
- 分析の不確実性の高さやシナリオ設計の難しさ等、シナリオ分析に課題
- TCFD開示の質の向上が課題

サステナビリティ開示基準の開発状況

IFRS財団の**ISSB**において2023年前半を目指して**国際的なサステナビリティ開示基準のベースラインの開発に向けた検討が進展**。日本国内においてもISSBの検討状況を踏まえ、財務会計基準機構の**SSB**^[43]において、**気候関連情報を含むわが国内のサステナビリティ開示基準の開発に向けて検討中**

Action Plan

各種審議会やTCFDコンソーシアム等を通じた意見発信 [継続]

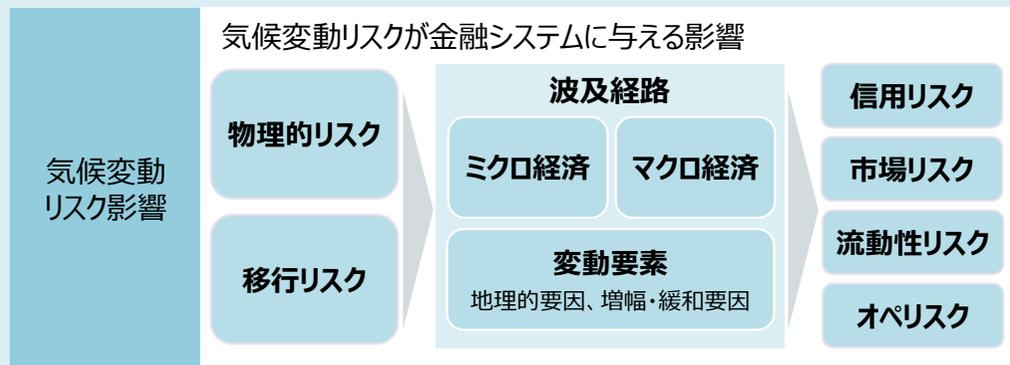
会員行におけるTCFD開示の取組状況のフォロー、勉強会等の開催 [継続]

Scope3算定に係るPCAF等のイニシアティブ等との連携 [継続]

【重点取組分野5】気候変動リスクへの対応

- 海外ではストレステストや資本賦課等を検討する動きもあり、国際的な議論に積極的に参画していく必要
- 銀行の気候変動リスクを把握・管理するためのシナリオ分析に関して、データや分析手法が未確立といった課題に対応する必要

気候変動リスクによる金融システムへの影響とリスク分析手法



気候変動の影響は**長期**にわたるもので**複雑**なうえ、**将来の政策や社会経済要素に依拠**する性質から**潜在的な影響は巨大になる可能性**あり

リスク分析手法

気候変動リスクの特徴から、「**シナリオ分析**」が有効な手段
例えば、NGFSはいくつかのシナリオを提示し、シナリオ分析の手法として金融当局によるストレステストなどでも参照される定量分析手法を推奨
FSBも、気候変動財務リスクが適切に考慮されているかどうかの検討をロードマップに取上げ

シナリオ分析の高度化に向けた課題と取組み

シナリオ分析における課題

- シナリオ分析における課題として次のような例あり
- ・ GHG排出量やGHG削減に伴う影響に関する**データが不足**
 - ・ 長期かつ所在地や地域の相違にもとづく**影響分析手法が未確立**
 - ・ 分析結果の**不確実性の高さ**、**シナリオ設計の難しさ**

日本国内における検討の動向

パイロットエクササイズ*

2022年8月、金融庁・日本銀行が3メガバンク・大手3損保グループと実施したパイロットエクササイズ^[44]の報告書を公表。**シナリオ分析の手法やデータに課題が多くあることを確認**

データの利活用に向けた取組

「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」において、**関係省庁などデータの提供側と産業界・金融界などのデータの利活用側の情報・意見交換を開始**

欧・英における資本賦課検討の動向

欧州(EBA)

銀行は、リスク管理の一環としてESGリスクを特定、開示、管理。定期的にストレステストを実施。環境および社会的インパクトに係る資本要件について分析（2023年6月目途）

英国(PRA^[45])

リスク計測モデルにフォワードルッキングなファクターを取り入れ、Pillar 1の設計を見直す可能性を示唆（2022年4Q目途）

Action Plan

気候変動リスクに関する国内外の議論への参画 [継続]
(国際会議やパブリックコメントへの意見発信等)

シナリオ分析のデータや手法整備に向けた議論への参画 [新規]

脚注

1. グラスゴー気候合意 “the Glasgow Climate Pact” (2021年11月)
英文 https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2021_10_add1_adv.pdf
環境省暫定訳 <https://www.env.go.jp/content/000049858.pdf>
2. シャルムエルシェイク実行計画 “the Sharm el-Sheikh Implementation Plan” (2022年11月)
https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_2_cover_decision.pdf
3. 「GX実現に向けた基本方針」(2022年12月)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html (GX実行会議ウェブサイト)
4. IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書(2021年8月)
<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/>
5. 「公正な移行」(Just Transition)とは、ICMA の定義によれば、グリーン経済への移行による実質的な利益が広く共有されるよう確保するとともに、経済的な不利益を被る立場にある者(国、地域、産業、コミュニティ、労働者、消費者を含む)を支援することを目指すもの。公正な移行の概念は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)と紐付いている。(ICMA Climate Transition Finance Handbook Related questions)
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/CTF-Handbook-QA-09122020.pdf>
6. IEA (International Energy Agency、国際エネルギー機関) “World Energy Outlook2022” (2022年10月)
<https://www.iea.org/reports/world-energy-outlook-2022> (IEAウェブサイト)
7. 「クリーンエネルギー戦略 中間整理」(2022年5月)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/20220519_report.html (経済産業省ウェブサイト)
8. Basel Committee on Banking Supervision “Climate-related risk drivers and their transmission channels” (2021年4月)
<https://www.bis.org/bcbs/publ/d517.pdf>
9. Basel Committee on Banking Supervision
“Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks” (2022年6月)
<https://www.bis.org/bcbs/publ/d532.pdf>
10. 本イニシアティブの実施に先立ち全銀協が実施した個別インタビューやアンケート調査の結果等にもとづく。

脚注

11. 「Scope 3」とは、直接排出量（Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2：他者から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）以外の事業者のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量のこと。
（環境省・経産省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」（2022年3月））
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/GuideLine_ver2.4.pdf
12. 「ダイベストメント」（投資撤収）とは、ESGの観点から、特定の企業や業種に関わる有価証券等を投資対象から除外する、すでに投資対象として保有している場合には、これを売却する投資手法のこと。
13. Inflation Reduction Act of 2022（米国インフレ抑制法）
<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5376>
14. The European Green Deal Investment Plan（欧州グリーンディール投資計画）
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649371/EPRS_BRI\(2020\)649371_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649371/EPRS_BRI(2020)649371_EN.pdf)
15. GRI（Global Reporting Initiative）とは、世界の企業や政府が、気候変動、人権、ガバナンス、社会福祉等の重要なサステナビリティ関連課題を理解し、伝達するのを支援すべく、米国の非営利組織CERESや国連環境計画（UNEP）が中心となって1997年に設立された組織。
<https://www.globalreporting.org/>（GRIウェブサイト）
16. ISSB（International Sustainability Standards Board、国際サステナビリティ基準審議会）とは、IFRS財団に設置された国際的に統一されたサステナビリティ開示基準の開発を検討する審議会。
<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>（IFRS財団ウェブサイト）
17. NGFSシナリオ“NGFS Scenarios for central banks and supervisors”（2022年9月）
https://www.ngfs.net/sites/default/files/medias/documents/ngfs_climate_scenarios_for_central_banks_and_supervisors_.pdf.pdf
18. 金融安定理事会（FSB）“FSB Roadmap for Addressing Financial Risks from Climate Change: 2022 progress report”（2022年7月）
<https://www.fsb.org/2022/07/fsb-roadmap-for-addressing-financial-risks-from-climate-change-2022-progress-report/>
19. Basel Committee on Banking Supervision “Frequently asked questions on climate-related financial risks”（2022年12月）
<https://www.bis.org/bcbs/publ/d543.pdf>
20. European Banking Authority（欧州銀行監督機構）“the role of environmental risks in the prudential framework”（2022年5月）
<https://www.eba.europa.eu/eba-launches-discussion-role-environmental-risks-prudential-framework>（EBAウェブサイト）

脚注

21. IBFed “Banking on climate neutrality The global banking industry’s role in transitioning to a low-carbon economy” (2022年11月)
<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-shared/legacy/docs/gx-Deloitte-IBFed-Climate-Release-copy.pdf>
22. EUタクソミー (Sustainable finance taxonomy - Regulation (EU) 2020/852)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0852&from=EN>
23. 中国グリーンボンド適格プロジェクトカタログ (Green Bond Endorsed Project Catalogue)
<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4342400/2021091617180089879.pdf>
24. IPSF (International Platform on Sustainable Finance) とは、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム。2023年1月現在、EU、日本、中国、英国、カナダ、スイス、シンガポール、ニュージーランド、インド、インドネシア、香港、マレーシアなど、19の国・地域が参加。
https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/international-platform-sustainable-finance_en (IPSFウェブサイト)
25. 「コモングラウンドタクソミー」(Common Ground Taxonomy) とは、各国で乱立するタクソミーの共通部分を統合することで、異なる法域間のタクソミーの比較可能性および相互運用性を高め、グリーン投資に関する透明性を確保し、グリーン投資の国境を越えたコストを削減することで、国際的な資金動員の拡大を目的とした取組み。
https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/international-platform-sustainable-finance_en (IPSFウェブサイト)
26. ASEANタクソミー (ASEAN Taxonomy for Sustainable Finance)
<https://asean.org/asean-sectoral-bodies-release-asean-taxonomy-for-sustainable-finance-version-1/> (ASEANウェブサイト)
27. 金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」(2021年5月)
<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001.html> (経済産業省ウェブサイト)
28. IEAシナリオ “Global Energy and Climate Model”
<https://www.iea.org/reports/global-energy-and-climate-model> (IEAウェブサイト)
29. IOSCO「ESG格付け及びデータ提供者に関する提言最終報告書」(2021年11月)
<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD690.pdf>
30. 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」(2022年12月)
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singj/20221215/20221215.html> (金融庁ウェブサイト)

脚注

31. GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero、ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟) とは、2021年4月に設立された、2050年までのネット・ゼロへの移行を加速させるための金融業界横断の民間イニシアティブ。50か国、550を超える金融機関で構成 (2022年11月)。
<https://www.gfanzero.com/> (GFANZウェブサイト)
32. G20 サステナブル・ファイナンス ワーキング・グループ “2022 G20 Sustainable Finance Report” (2022年10月)
<https://g20sfwg.org/wp-content/uploads/2022/10/2022-G20-Sustainable-Finance-Report-2.pdf>
33. OECD (経済協力開発機構) “OECD Guidance on Transition Finance” (2022年10月)
<https://www.oecd.org/greengrowth/oecd-guidance-on-transition-finance-7c68a1ee-en.htm> (OECDウェブサイト)
34. GFANZ “Financial Institution Net-zero Transition Plans Fundamentals, Recommendations, and Guidance” (2022年11月)
<https://assets.bbhub.io/company/sites/63/2022/09/Recommendations-and-Guidance-on-Financial-Institution-Net-zero-Transition-Plans-November-2022.pdf>
35. 「ファイナンスド・エミッション」(Financed Emissions) とは、特に金融機関の温室効果ガス排出量のうち、Scope 3 のカテゴリ15「投資」に該当する排出量のこと。銀行のGHG排出量はファイナンスド・エミッションが大半を占める。
36. GFANZ “Expectations for Real-economy Transition Plans” (2022年9月)
<https://assets.bbhub.io/company/sites/63/2022/09/Expectations-for-Real-economy-Transition-Plans-September-2022.pdf>
37. NZBA (Net-Zero Banking Alliance、ネットゼロ・バンキング・アライアンス) とは、2021年4月に設立された、2050年までに投融資ポートフォリオを通じた温室効果ガス排出をネットゼロにすることを旨とする銀行業界の民間イニシアティブ。41か国、126の銀行で構成 (2022年12月)。
<https://www.unepfi.org/net-zero-banking/> (NZBAウェブサイト)
38. NZBA “Net-Zero Banking Alliance Transition Finance Guide” (2022年10月)
<https://www.unepfi.org/industries/banking/net-zero-banking-alliance-transition-finance-guide/> (UNEP FIウェブサイト)
39. 英国TPT (Transition Plan Taskforce) とは、英国の上場企業等や金融機関に移行計画の策定・公表を義務付けるうえで必要となるフレームワークの開発に関するタスクフォース。
<https://transitiontaskforce.net/> (英国TPTウェブサイト)
40. 英国TPT “The Transition Plan Taskforce Disclosure Framework” (2022年11月)
<https://transitiontaskforce.net/wp-content/uploads/2022/11/TPT-Disclosure-Framework.pdf>

脚注

41. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html
42. 金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（2023年1月）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>
43. SSBJ（Sustainability Standards Board of Japan、サステナブル基準委員会）とは、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構が設立した委員会であり、ISSBによる国際的に統一されたサステナビリティ開示基準の開発に意見発信をするとともに、日本国内の開示基準の検討を行うことを目的としている。
<https://www.asb.or.jp/jp/>（財務会計基準機構ウェブサイト）
44. 金融庁、日本銀行「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」（2022年8月）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220826-2/20220826.html>
45. PRAとは、Prudential Regulation Authority、イングランド銀行健全性監督機構のこと。